

厚木市里地里山保全等促進委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚木市里地里山保全等促進委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上のもの

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

イ 市内において活動を行う者

ウ 市に納税義務を負う者

(2) 本市の他の審議会等の委員でない者

(3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、2人以内とし、男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

2 委員の公募に当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会委員応募申込書（以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、環境農政部長、環境政策課長、農業政策課長及び農林・鳥獣対策担当課長をもって構成する。

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長は環境農政部長の職にある者をもって充てるものとする。

5 選考委員会は選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、環境農政部環境政策課において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考は、書類審査によるものとし、第2条に規定する応募の資格及び申込書に記載された内容を総合的に考慮するものとする。

(選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。